



(写真1) 適合シールを貼付したばかり

(写真2) 適合シール

開店前の量目検査は、主に開店後接客で多忙な対面販売テナントを中心に風袋引操作の励行を指導しながら実施します。併せて催事業者が入れ替わる日には貸出計量器の操作や量目検査は勿論ですが、一括表示欄の適正表示確認を必ず行っています。

また、開店後ひと段落する間もなく、国民生活センターの商品回収記事や商品回収情報サイト業者からの情報に計量関連商品があるか否かをチェックします。このようにして、過去20年余り前から計量関連商品の回収情報を集積しており、計量管理の不徹底による商品回収パターンがどのような状態で発生することが多いか分析し、その成果を仕入れ商品の値札表示等の誤記発見などに生かしています。

社内の計量室においては、定期発行される新聞折込みチラシや恒例・物産展チラシ、お得意様宛DMはがき、HPでの案内予告等の校正作業を行っています。今の世の中は広告媒体が多岐に渡っており、計量士のもとには広告・コンプライアンス(法令遵守)担当者から校正依頼がたくさん押し寄せます。校正は、発刊・発送の一か月前の初校から始まり3度行われます。初校から、お客様に対して正確な商品情報の発信がされるよう気の抜けない校正作業が続きます。

百貨店計量士として、計量法に基づく表示が確保されているか、食品表示法、消費者基本法に基づく地元自治体条例、公正取引協議会規約との整合性もチェックして法令遵守を確保することで、お客様に対して商品購入に至る過程での正確な商品情報を伝達できる大切な業務と考えています。例えば2パックを定額で食肉パック販売を行いたいのが…の初校相談に対しては具体的記載例を提案して応じています。法令遵守且つお客様にわかり易くを考えながらの校正作業を進めることにより、はかりの検査時は使用者と計量士の間で意思疎通がスムーズに行えていると考えています。

計量啓発標語

(平成29年度の最優秀作品賞及び優秀作品賞)

最優秀
作品賞

広めよう 正しくはかる 大切さ

ふじわら まさき
福井県 藤原 真樹 さん

優秀
作品賞

もう一度 しっかり見つめる 一目盛

おの
茨城県 中学3年 小野 ひなた さん

優秀
作品賞

そのはかり、正しいですか?

定期検査で正しい計量

やまだあかね
神奈川県 山田 茜 さん

●計量啓発標語とは

多くの方々に正確な計量への意識を高めていただくことを目的に、平成13年度から計量啓発標語の募集を毎年実施しています。17年目にあたる昨年(平成29年度)は、全国から474点の応募がありました。

何でもはかってみようコンテスト

(平成29年度の最優秀作品賞及び優秀作品賞)

最優秀
作品賞

どれが強いのか? シャープ芯

こうのおうすけ
広島県 小学5年 河野 隼介 さん

優秀
作品賞

ビタミンCの検出実験

みぞかみ ひな
富山県 小学6年 溝上 陽奈 さん

優秀
作品賞

きゅうりのせいちょう はかってみよう!

やまぎしりょうま
福島県 小学1年 山岸 龍馬 さん

●何でもはかってみようコンテストとは

小学生が、学校や家庭生活の中の身近なものについて、「はかるとの楽しさ・大切さ」を実践する機会を提供して、小学生の理科教育及び考える学習の推進を図ることを目的に、平成17年度から「何でもはかってみようコンテスト」の募集を毎年実施しています。13年目にあたる昨年(平成29年度)は、全国から85点の応募がありました。

※平成29年度入選作品については、(一社)日本計量振興協会のHPで詳しくご覧いただけます。

募集から入選作品決定までのスケジュール

6月中旬… 地方計量行政機関、計量関係団体、企業、及び(一社)日本計量振興協会HPを通じて作品を募集します。

9月初旬… 応募を締め切ります。

10月中旬… 「計量記念日実行委員会」及び「何でもはかってみようコンテスト審査委員会」において、厳正に審査し、入選作品を決定します。

11月1日… 計量記念日全国大会において、最優秀作品及び優秀作品を発表・表彰します。

発行日 平成30年9月25日

発行所 一般社団法人 日本計量振興協会

〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1
TEL.03-3268-4920(代表)

日計振

検索

計量のひろば

No.61

11月1日は計量記念日

特集 百貨店計量士のしごと

特集 百貨店計量士のしごと

計量法という法律に定められた国家資格の計量士は、例えば生産工場や百貨店・スーパーマーケットで使用される各種の計量器の精度管理、商品量目管理(商品の計量方法や内容量表示並びに量目検査)や実施計画の策定の計量管理に携わっています。

ここでは、百貨店商品品質の更なる向上を求め、お客様に商品選択のための正確な情報発信を行い、そして適正な計量販売が行なわれるよう都内2店舗の百貨店(計量法に規定する適正計量管理事業所)で計量管理業務を行っている計量士のしごとの一事例を紹介いたします。

大丸東京店は東京駅八重洲口に直結していることから、近隣のビジネスマンや旅行客が多く来店されます。

一方の松坂屋上野店は上野御徒町という江戸から続く下町に立地し、客層の多くがシニア中心でしたが、今は上野エリアの有名観光地(動物園、美術館、博物館、アメ横)に往来する年齢・性別・国籍などバラエティーに富んだお客様に対応する店づくりへの取り組みを積極的に行っています。

開店時間にお客様をお迎えする前、計量士として店内の「はかり」がいつもの位置に正確に置かれているか巡回点検します。同時に適正表示による値札になっているかの確認も行います。稀に代替えのはかり等、通常の器物が配置されていないことがあると、職業柄すぐにわかるものです。そのような場合には規定に基づき貸出はかりの設置を実施します。このようなイレギュラーな事態に対応するため、開店1時間前の巡回点検から1日の仕事が始まります。はかりの検査を済ませたものに適合シールをお客様が一目見てわかるよう正面位置に貼布します(写真1参照)。はかりの検査の実施年は3年前から西暦4桁表示としており、またシール内に英語表示も行って、外国人にシールの趣旨が分かるよう工夫が施されています(写真2参照)。今後はシール付近に、中国語による表示も考慮中です。

万一、弊社店舗でお買い求めされた量目表記商品において、計量の不具合が生じた場合の対応としては、消費者基本法に基づく事業者責務として速やかな対応をとるべく心掛けています。具体的にその不具合が「計量方法に起因」している事象に対しては、国内に定めが無いことが殆どであり、国際法定計量機関(OIML)やアメリカ国立標準技術研究所(NIST)ハンドブックの関連文章から情報を収集し対応準備を整えています。

常日頃から店内巡回では、店員に対し食品表示法に基づく事前包装食品の一括表示欄と計量法の関わりを中心に指導しており、また食肉対面販売ではポップ表示の単位価格表示徹底等の指導を通じ理解度アップを行っています。このような社内計量指導が普遍的に実施されるよう、また計量法・食品表示法のスムーズな理解を促すため、独自の約100ページにわたる「特定商品分類表解説書」を用意しています。その内容は経済産業省計量行政室発行の「商品量目制度Q&A集」と消費者庁食品表示企画課発行の「食品表示基準Q&A集」をマッチングさせたオリジナルなもので、巻頭には「食品の内容量表示に関する是非判定法」フローチャート(図1参照)を、後半にはOIML関係文章や冷凍食品検査協会編の冷凍食品検査方法も掲載されており、社内計量管理の要となる参考文献となっています。

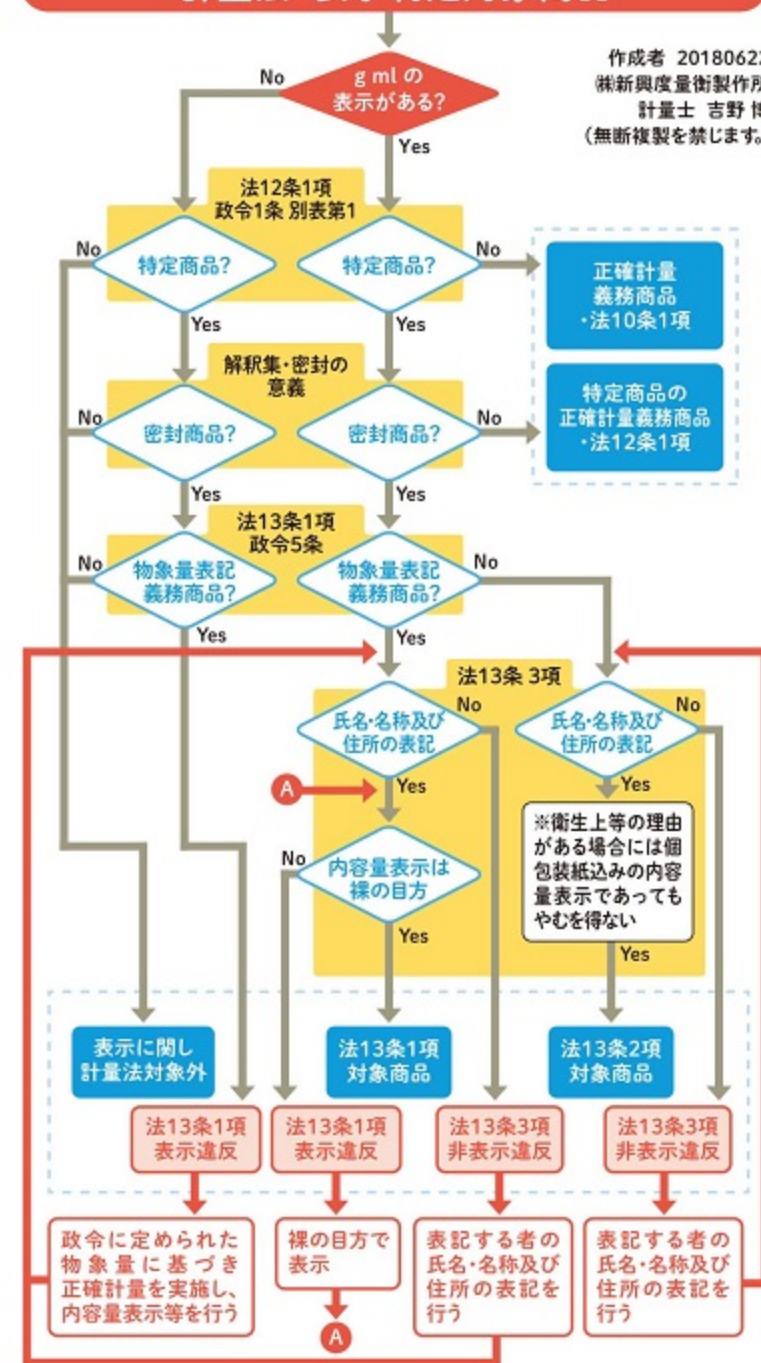
日頃の貸出はかりは電気式はかりですが、災害時に電源が使用できない時のはかり(ばね式指示はかり・DC電源用電気式はかり)についても継続的に整備保管・管理を行っています。これは阪神淡路大震災後に地元市民の為に営業を継続した話を先輩諸氏から聞かされた時、非常事態でも「適正な計量」を基にした営業が継続できるよう計量士として常に心掛けるべきと考えています。

百貨店計量士として、問題解決のため前に出ることのない平穏な業務が行えるよう予防的巡回を行う日々です。

(株式会社大丸松坂屋百貨店 大丸東京店 松坂屋上野店 計量士 吉野博)

計量法・表示判定対象商品

作成者 20180622
株新興度量衡製作所
計量士 吉野博
(無断複製を禁じます。)



凡例 法 :計量法
政 令:特定商品の販売に係る計量に関する政令
解釈集:計量法関係法令の解釈運用等について・経済産業省計量行政室
平成30年3月版
※商品量目制度Q&A集 平成30年4月版

判断に際する根拠を示す 表示に関する最終決定項目
質問に関する判断を実行する 違反の根拠法令
違反に対する処置方法

(図1)「食品の内容量表示に関する是非判定法」フローチャート